

平成30年度安全運転・チャレンジ100 実施要綱

1 目的

安全運転・チャレンジ100は、参加チームのメンバーが正しい交通ルールとマナーを実践し、他のドライバーの模範となることにより、県民の交通安全意識の高揚と交通事故撲滅を図ることを目的とする。

2 主催

安全運転・チャレンジ100実行委員会

3 実施期間

平成30年9月23日(日)から12月31日(月)までの100日間

4 実施内容

(1) 参加資格

- ア 運転免許を有し、県内に居住又は通勤・通学する者5人で1チームとする。
- イ 過去の違反・事故歴の有無、自家用車・営業車の運転別は問わない。
- ウ 重複しての参加はできない。

(2) 募集対象

- ア 一般の部～年齢制限なし、家庭・町内・職場・高校生等5人で1チーム
- イ 団体の部～10チーム以上の参加チームをまとめて一括申し込む。
※ 安全運転・チャレンジ100実施期間中のメンバーの変更はできない。

(3) 募集期間

平成30年7月1日(日)から8月31日(金)まで(消印有効)

(4) 申込方法

- ア 県庁広報展示室、県地域振興局、市役所・町村役場、警察署、交通安全協会などに備付けの申込書に必要事項を記入のうえ、郵便局に参加費(1チーム 1,000円)を振り込む。
- イ 10チーム以上の企業・事業所単位で参加する場合は、申込書を記載した後、事務局あて一括送付して申込む。
送付後事務局から、取りまとめチーム分の参加費振込用紙が、担当者あてに送付されるので、振込用紙到着後、これにより参加費を振り込む。

(5) 参加費

1チーム1,000円 (参加費の一部を公益財団法人新潟県交通遺児基金に寄付する)

(6) 無事故・無違反結果報告

12月中旬に事務局から各チーム代表者に送付する「無事故・無違反達成報告書」によって、チーム代表者の責任において実施期間終了後、速やかに事務局あてに郵送で報告する。実施期間終了前に報告した場合、達成報告書に代表者（又は団体担当者）の押印又はサインのない場合及び報告期限を過ぎて報告した場合は無効とする。

※報告期限：平成31年1月18日（金）必着

(7) 事故・違反の範囲

ア 県内外を問わず、安全運転・チャレンジ100実施期間中における、「道路交通法施行令別表第2」に定める基礎点数が付されるすべての交通事故及び交通違反とする。

イ 実施期間中に免許停止期間がある場合は、無事故・無違反の達成ができなかったものとみなす。

5 賞品

(1) 無事故・無違反達成報告書が受理されたチームには達成記念品を贈る。

(2) 無事故・無違反達成報告書を提出したチームの中から予備抽選により、特別賞（旅行券・商品券等）の当選対象チームを決定する。（抽選は事務局で行う）

※ 当選対象チーム（チーム員5人全員）は、自動車安全運転センター新潟県事務所発行の「運転記録証明書」により無事故・無違反の確認を行う。証明書申請手続き及び手数料負担は事務局で行う。

(3) 特別賞を決定する本抽選は、平成31年3月上旬を予定。（当選チームについては県のホームページでも公開する）

6 その他

(1) 参加者への連絡等はチーム代表者を通じて行う。

(2) 安全運転・チャレンジ100実施の細部については、事務局で決定する。

7 参加申込及び問合せ先

〒950-8570（県庁専用郵便番号）

安全運転・チャレンジ100実行委員会事務局

（新潟県県民生活・環境部県民生活課交通安全対策室内）

TEL 025-280-5136

FAX 025-283-5879